



## 江戸時代後期における精神障害者の処遇(4)

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2010-03-08 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 板原, 和子, 桑原, 治雄 メールアドレス: 所属:
URL	<a href="https://doi.org/10.24729/00003318">https://doi.org/10.24729/00003318</a>

# 江戸時代後期における精神障害者の処遇 [4]

板原和子  
桑原治雄

はじめに

- I 精神障害者処遇成立の歴史的背景
  - II 「入牢」「入檻」の成立
  - III 「溜預」の成立
  - IV 考察
- おわりに

はじめに

精神障害者に対する処遇として、奈良時代の「養老令」には、精神障害を癡狂として「篤疾」（重度障害）に分類した上で、税を課さないこと、看護人を給すること、犯罪者に対しては減刑措置を採ることなどが記述されている<sup>1)</sup>。また光明子によって開かれた慈善施設・悲田院においても、精神障害者を含む病者を収容したとされるが、それが実際に実施されたという事実を示す史料は乏しいことが窺われる<sup>2)</sup>。精神障害者に対して社会的な制度としての処遇が実施されたことが明確に確認できるのは江戸時代、それも18世紀前半頃からである。精神障害者の処遇が、なぜ江戸時代後期に成立したのかを知るには、それがどのような具体的な経過で成立したのか、そしてその処遇はどのような性格をもっていたのか等の検討が必要である。

私たちは、山崎 佐らの先行研究に学びながら、「江戸時代後期の精神障害者の処遇 [1]<sup>3)</sup>」（以下数字で示す）において、入檻、入牢、溜預の3つの処遇が存在したことを一次史料から示し、[2]<sup>4)</sup>において、入檻、入牢の検討から、それぞれ対象を異にする処遇であったことを示した。[3]<sup>5)</sup>では、

「乱心者」の仕置例を概観することによって「乱心」という用語の成立に到るまでの変化や、「乱心者」を「病氣」故に限定責任能力者として刑を減ずるといふ認識の本質について検討した。

本稿は、入牢、入檻、溜預という江戸市中における3つの処遇の成立過程を追うとともに、溜預のもつ意味について考察することを目的にしている。溜預については、残された事例がとりわけ少ない上に断片的であり、不明な点が多い。しかし、その断片をつなぎ合わせ、関連する施策を検討する中で、単に入牢・入檻と並列されるものではなく、江戸時代後期に成立した精神障害者の処遇に重大な性格を付与する処遇であることに気づきはじめた。本稿はそれについての問題提起として、重要と思われる事項を検討するものである。

なお本稿は、収集した史料の所在から、江戸における事例に多くは依っている。江戸で実施された処遇が、全国的に行われたとすることはできないが、京都、大坂、長崎、金沢において同様の処遇が実施されていたことが確認されている。例えば江戸の浅草溜、品川溜で実施した溜預と同様の処遇が、京都では悲田院<sup>6)</sup>、大坂では高原溜<sup>7)</sup>、長崎では非人原<sup>8)</sup>、金沢では非人小屋<sup>9)</sup>で行われていた。幕府直轄地だからというだけでなく、金沢に見るように都市問題を抱えたところでは同様の課題に直面したと考えられ、江戸において実施された処遇は単に江戸という一都市に独自のものであったとすることはできないと考える。

## I 精神障害者処遇成立の歴史的背景

男性の平均寿命が33.2歳、女性が31.6歳<sup>9)</sup>の当時、ようやく毎日の生活を支えて、辛うじて暮らしているといった頃、精神障害者に配慮する余裕のなかった時代だったろうと思われる。そのような中で精神障害者が、何らかの対応が必要であると認識されるに到った社会状況の変化はどのようなものなのだろうか。

戦乱の時代を収拾した江戸幕府は、耕地面積は少ないがその土地を所有す

る農民(封建小農)<sup>11)</sup>の家族労働による集約的農業に権力の基盤を置く政策をとり、そこからの年貢によって幕府体制を支えた。そのため幕府は新田開発や農業技術の開発と普及につとめ、17世紀を通じて耕地は1800万石から2,600万石へ、米の反当り収穫は、17世紀前半の0.85石から17世紀後半の1.39石、1770年代の1.96石、1820年代の2.23石へと増加した<sup>12)</sup>。人口も1,200万人前後(1600年頃)から3,100万人(1721年)へ増加したといわれ、まさに「人口爆発」<sup>13)</sup>という状況を示した。

生産から離れた武士階級と商工業者の集住によって、江戸・京都・大坂は早期に都市として成立した。そして早くより商品生産を目的とする農業は始まっており、農民の「出稼ぎ奉公」は増え、さらに事実上土地の売買が行なわれ、土地から切り離される農民の数を増大させた。それらの人々は都市に流入し、都市の貧困層を形成するとともに「無宿人」を増大させた。江戸に流入した人々の出身地を、「狩り込み」で収容した無宿の人々の出身地からみるならば、江戸の他、信州、越後、そして東北・九州と広範囲に渡っている。<sup>14)</sup>このような江戸への人口流入は17世紀の半ば頃より始まっており、幕府は社会問題に早くから直面した。

幕府は、身分制度を再編成することで民衆支配を進めた。人別改帳の作成、五人組、町役人制度の実施はそれらの一環であった。このような身分制度を基本にする政治体制は、増大する流入人口を身分制度へ再編成することが課題となるが、幕府は「無宿片付」と称する「狩り込み」を行ない、在所へ帰るよう江戸から払い、それができなければ、非人頭のもとに抱えさせ(非人手下となって非人小屋に収容)、非人組織に組むという対応をその基本とした。これが非人頭の第一の任務「野非人制道」であり<sup>15)</sup>、これにより、非人組織は急速に体制を構成する不可欠な部分になっていった。また、増加する流入者によって都市下層民が成立し、さまざまな社会問題が増大するなかで、17世紀後半以降幕府は法整備を進め、欠落に到らないための方途に腐心するが、身分制度から欠落して非人となる人々は増えていった。

## II 「入牢」「入檻」の成立

### 1 処遇としての入牢の成立

「乱心者」の犯罪に対する仕置<sup>10</sup>は「御定書百箇条」に規定されているが、「乱心」であることを理由に入牢という措置が行われるのは、いつ頃、どのような経過によるのだろうか。次は、「乱心者」に対する奉行所の対応を示したものであるが(町奉行所役人手前之扣)、ここから「乱心者」への対応が基本的にどのようなものだったかが読み取れる。時期は特定できないが、寛文期(1660年代)と推定される。

乱心者の事、乱気仕不埒成義訴出者有之節は、住居の所相糾し、両番所より同心一人宛 兩人差添件の者家主へ送届後日に卒爾に不罷出様申付候事

附 乱心は宿に召籠置候儀難成の旨趣人主訴訟申出候得は籠舎申付候、但、本心に罷成候は人主断申出次第出籠の事

(『御当家令條』二十二卷)

つまり、「乱気」により「不埒」があれば、南北両番所より各1名の同心によって家主に連れ戻すこと、そして「附」において「乱心は宿に召し、籠に置くことが難儀であると主人が申出れば牢舎を申付ける、但し本心になれば、主人が申し出次第出牢させる」というものであった。ここから、17世紀後半は、「宿」での「籠置」が基本で、それが難しい場合に「籠舎」を申付けるいうことだったことが窺われる。

『享保撰要類集』の「都て御仕置筋之部」は「乱心者」の入牢が、後に「御定書百箇条」で明確にされる、「仕置」としての入牢と、「処遇」としての入牢とがまだ分化されていない状況を示しているように思われる。

「都て御仕置筋之部」 二十五

一 軽キ町人倅或甥杯、常々大酒いたし、異見仕候ても、不相用、酒

給候えは、乱氣之様ニ罷成、町内騒セ、致迷惑候間、こらしめ之ため牢舎為仕度旨ニテ、即其者召連罷出候えは当分牢舎或非人溜預ケ申付、心底直し可申旨申候えは、先々え相返し申候

- 一 軽町人手前ニ差置候親類乱氣仕、片付方も無御座、手ニ余り、其上火之元も無心元段訴出牢舎願候えは、是又入牢或非人溜え預置候、其上にて平心ニ罷成候えは、元々え相返し申候、
- 一 右両様共ニ手前ニ差置、手ニ難及由願出候類は、下々之儀ニ御座候えは、難儀ニ罷成候ニ付、只今迄之通申付候以上、

(後略、享保6(1721)年2月)

ここでは、「御仕置」としながらも「乱心者」本人の具体的行為は問題にしておらず、「乱心者」への対応で「片付方も無御座」、「手に余り」、「その上火の元も心もとない」とまわりの者が訴え出る場合に、入牢あるいは溜に預けるとしているのである。最後で、「下々之儀ニ御座候えは、難儀ニ罷成候ニ付」と書き添えられているところをみると、家内での「片付方」が「難儀」な状況が「下々」の者のなかでは多かったということなのだろう。

この21年後の寛保2(1742)年に「御定書百箇条」が制定される。これはそれまでに出された刑法・訴訟法に関する規定をまとめたものである。「乱心者」に対する規定は、以下の通りである。

「御定書百箇条」七十八

享保六年

元文三年極

- 一 乱心にて人を殺候共、可為下手人、然共、乱心之証拠慥ニ有之上、被殺候もの之主人并親類等、下手人御免之願におゐてハ、遂詮議、可相回事

享保六年極

但、主殺、親殺たりといふとも、乱気無紛におゐてハ、死罪、  
自滅いたし候ハ、死骸捨に申付事

享保十九年極

一 乱心にて其人より至而輕キものを致殺害候ハ、下手人ニ不及事

寛保二年極

但、慮外者を切候時、切捨ニ成候之高下と可心得事

享保六年

元文五年極

一 乱心にて火を附候もの、乱気之証拠於不分明は、死罪、乱心に無  
紛におゐてハ、押込置候様ニ親類共江可申付事

この「御定書百箇条」に至り、「乱心者」に対する仕置は、本人の「犯罪」  
に関してのみ規定され、先の『享保撰要類集』にあった「乱心者」の対応に  
「手に余る」という周りの状況を理由とする「仕置」（入牢）の規定はなくなっ  
ている。「仕置」による入牢に対して、「処遇」としての入牢というべきこの  
規定は、「仕置」から離れてどこにいったのだろうか。

現在までのところ、「乱心者」の「処遇」としての入牢に関して独立の条文  
を見出していない。しかし次に示す名主の任務を再確認した「触書」のな  
かに、「乱心者」の入牢の記載があり、「処遇」としての入牢が存在し、名主  
の責任事項であったことを知ることができる。

元文二年四月二十一日

奈良屋<sup>17)</sup>にて年番名主え被申渡

近き頃町中より御番所え諸願に罷出候者共、其所之家主五人組名主え  
も不相知御願に出候も有之由、家主五人組名主え届候ても当人計出候  
も有之に付、御尋被成候得ば、家主病氣之由申上不埒に候、依之当人

計御願に罷出候節者御取上被成間敷候、尤立候願に者名主も附添罷出候様可致旨被仰渡候断被申渡候

右に付年番名主寄合左之通申合

- 一 御呼使有之候事 一 御裏判願之事 一 家督願之事 一 臺町一同願之事 但事に寄べし 一 河岸土蔵等願之事 一 惣て道橋造立之事 一 自身番屋并 番屋床番屋願之事 但右に准し候願之事 一 久離勘当御帳付之事 一 御限消願之事 一 日限延引御帳付願之事 一指子片付願之事 一 紛失物御触流願之事 一 御門前払願之事 一 乱心者入牢願之事 一 濟口延日申上候節之事 一 武家守え御添使願之事右者名主付添罷出候筈に相極候 (後略)

(1737年、『正宝事録』)

この触書は、奉行所より申し渡されたことを、町年寄から年番名主に申渡したものであり、「近頃御番所へ諸願に来る者には、家主、五人組、名主に知らせていなかったり、知らせていても当人だけで来る者がおり、尋ねると家主は病氣だと申すそうで、不埒である。当人だけで諸願にきた場合は取り上げないし、面だった願には名主も来るように」と名主の責任を強調したあと、名主の同行が必要な「面だった願」を16項目あげている。このなかに、「乱心者入牢願之事」が、「家督願之事」「久離勘当御帳付之事」等とともにはいっている。このことは、「乱心者入牢」が「仕置」とは別の、奉行所から名主へ申渡された「処遇」として存在していたことを示すものである。「触書」は周知のように、法律が体系的に整備されていなかった江戸時代において、法に相当するものとされた。このことから、入牢という処遇は幕府によって実施された制度の一環とみることが妥当であろう。

## 2 入檻の成立

では入檻が、[1] で紹介した天順の事例に見るように、入念な手続きを必要とする処遇として18世紀後半に登場するまでにどのような経過があるのだ



ろうか。これについても具体的に示す法制上の文書はこれまでのところ見せていない。しかし、入牢の成立で見たように、「宿」と「入牢」の関係(「宿」が責任をもち、それが難儀な場合に入牢させる)を示しながらも、入牢が一般化していったと推測されること、そして残されている入檻の事例が、[2]で示したように家督相続者や尊属を対象としていることを考えあわせるならば、入檻は、「乱心者」の処遇として入牢が一般化していくなかで、身分秩序に反する家督相続者や尊属の入牢を避けるための特別な処遇として分化・定着していったと考えられる。

以上見たように、17世紀後半から18世紀の前半にかけて刑法体系が整備され、「御定書百箇条」が制定されると、そこには具体的「犯罪」行為のない「乱心者」についての入牢という「仕置」は規定されなかった。それらは刑法の対象としてではなく、「乱心」によって「手に余る」「火の元心もとない」を理由に入牢させる「処遇」となったということができる。入牢は、不行跡の子弟や、「不孝」の子弟に対して懲戒を目的に行われていた経過もあり<sup>18)</sup>、家督相続者や財産権を所有する尊属などに実施する処遇としてはなじまないものと考えられたのではないだろうか。以上まとめれば、「乱心者」に対する処遇として入牢が一般化し、入牢になじまない家督相続者・財産権所有者等に対する処遇として入檻が成立していったといえよう。

### Ⅲ 溜預の成立

#### 1 溜の成立

江戸時代には、その初期には戦乱で在所を失い江戸へ流れてきた人々、その後には、小農政策の破綻、商品作物生産、土地の事実上の売買成立などを背景とした農民の階層分解や、凶作、飢饉等で都市へ流れ込んだ人々のなかで帰るべき共同体を失った人々によって「非人」が構成された。この中には当然、病人、孤児、老人等が含まれていたであろう。幕府はそれらの人々の統率に、非人頭に任命した浅草の車善七や品川の松右衛門らに当たらせた。

幕府は非人組織に対し次々と「役」を賦課し、享保期までに幕府の機構に

位置付けていく。浅草・車善七についてみると、延宝4（1676）年に不浄物取片付、貞享4（1687）年にはじめての囚人預かり、元禄12（1699）年には加役方詰番、元禄13（1700）年に溜地拝領、享保4（1719）年から年を追って、牢屋敷駆付人足、囚人送迎、女非人に女囚人の相牢役等というようにである<sup>19)</sup>。このような役負担の成立により、それまでいわば社会の外に置かれた人々を社会のなかに制度として取りこんでいったといえよう<sup>20)</sup>。

溜預は、非人頭の浅草の車善七と品川の松右衛門が、それぞれ貞享4年に、奉行所から囚人を預かったことがその発端であり、その後、「御定書百箇条」に「溜預ケ之事」として、「牢舎申付候者最初より溜江遣間敷候乍併入牢之上重病之者ハ御仕置伺置候者にても溜江遣可申事」と規定されたように、牢から病囚を預かる施設として機能した。また、遠島刑に決まった幼年の犯罪者を、執行される15歳まで預かった。

溜預はまた、「御定書百箇条」の「無宿片付」の項で、「引取人無之ものハ門前払 但病人ハ快気迄溜預ケ」と規定されている。このように「無宿片付」が刑法上で規定されているということは、無宿（人別帳から記載が削除されること）が身分制度からの欠落であるため、違法視される存在であったことを示している。「無宿片付」と称された「狩り込み」によって集められた無宿や行倒は在所へ帰るように江戸から追い払われ、その中の病人は快復するまで溜に預け入れられた。この規定は、無宿や行倒の狩り込みが非人の任務とされていたことを前提にしたものであり、無宿や行倒の狩り込みには、病人を収容する施設なしには不可能であった。

## 2 「乱心者」の溜預 —無宿の「乱心者」は溜に入れる—

「乱心者」の溜預は、残された事例がたいへん少なく、現在までのところ成立に至る経過を追うことはできない。「乱心者」の溜預には2つのルートがある。ひとつは「乱心」を理由に入牢した人が重病（身体病）になった場合、あるいは相牢の者が難儀するほどに「乱心が相募った」場合に預けられるルートである。次にその証文を示すが、その差し出し人は非人頭である。役人によって証文が作成される通常の入牢者の溜預とはこの点が違っている。これ

については後述する。

誰 歳 是ハ  
 此者儀乱心相募相牢之もの共難儀致し候ニ付非人頭誰溜預申付候  
 右之通被仰付御預慥奉願候御用之節も又候召連可能遣為後日仍如件  
 非人頭  
 同 月日 誰代 誰印  
 (飯田本「諸事留」)

溜預になるもうひとつのルートは、非人による無宿や行倒の狩り込みのなかで、直接「乱心者」が収容される「直預」といわれるものである。次は明治2(1869)年の事例であるが、溜がまだ江戸時代同様に機能していた時期である。

北島町嘉兵衛店  
 亀吉妹  
 乱心  
 巳五月二二日直御預 せん  
 巳二十一  
 愛宕下広小路  
 組合辻番廻場内ニ  
 行路相煩居候  
 無宿体女  
 右同断  
 右之者共、せんは逆昇仕、無宿体女は熱病相煩候ニ付き、  
 薬一日式貼宛用度、依之乍恐以書付奉願上候、以上  
 巳五月二三日 (差出人欠)  
 可用(朱書)  
 (1869年 『雑訴綴込 因獄・弾内記・両溜』)

この『雑訴綴込 因獄・弾内記・両溜』は明治2(1869)年2月から7月までの半年間の牢からの溜預や行倒れ者等の収容、また収容者の病状悪化等、溜収容者に関する伺いや報告を綴ったものである。この中にこの「乱心せん」の記録が含まれている。5月22日は直預として「乱心せん」と、名も記されない無宿体の女のふたりが収容された。おそらく狩り込みのなかでは、無宿の「乱心者」は収容されていたと考えられるが、いつの頃からか、この事例のように無宿でない者も(せんは店借の妹であり、無宿ではない)、「乱心」を理由として収容されるようになっていったようだ。なお、せんは翌日「逆昇」を理由に、また無宿体女は熱病相煩を理由に投薬の許可がなされているが、せんはこの2ヶ月後「病気差重り九死一生之体ニ御座候、依之乍恐以訴奉申上候」と品川溜の頭、松右衛門から報告が出されており、そのころに死亡したと思われる。

#### IV 考 察

これまで「乱心者」の溜預には、処遇として入牢した「乱心者」が重病になったため預けられる場合と、狩り込みなどのなかで「直預」される2つのルートがあることを述べた。「乱心者」の「直預」に関わってはそれを規定した条文は見出せないが、江戸時代の早い時期から行われた無宿の「狩り込み」の中で、おそらく無宿の「乱心者」は直接収容されていたことだろう。しかし、先の明治2年の事例は、「乱心」そのものが溜預(直預)の理由とされていたことを示している。このことは、溜が「乱心者」収容の機能をもつ方向に進んできたことを示している。〔1〕で紹介した、安永7(1778)年の浅草・女溜修復の際に「乱心者」の圈をつくったということも示唆的である。

次の事例は、当時の「乱心者」のとらえ方の変化を微妙に、だがはっきりとを私たちに伝えてくれる。これは『旧幕府引継書』『日記拾要集』の二にある、溜預に関わる役人の関与についての指示書である。

牢内囚人重病ニ而、非人溜江御預被仰付候節、同心附遣候仕方、

- 一 唯今迄ハ牢内ヨリ重病ニ而、非人溜江被遣候囚人之儀、出牢之御証文牢屋江年寄同心持参仕り候へバ、直ニ其囚人を出シ、非人江相渡遣申候、自今ハ帯刀組同心を壱人宛差添遣可然儀ニ御座候、然共出牢之御証文御文言、只今迄之通ニ而ハ出牢已後、帯刀組同心を囚人江差添申儀ハ如何ニ御座候、依之向後右御文之御文言、別紙之通可被仰付候哉、書付奉入御覽候
- 一 只今ハ帰牢被仰付候節ハ、非人溜ヨリ小頭一人囚人江差添、御番所江召連候罷出申候、自今ハ帰牢もの有之節、御掛りヨリ同心壱人溜江遣、其囚人を御番所江召連候様ニ、可被仰付候哉、尤帰牢之被仰渡相済候上ニ而、牢屋江召連候儀ハ、只今迄之通年寄同心双方立会召連可然奉存候、

但御番所ヨリ直ニ非人溜江御預被仰付候、無宿行倒もの乱心者之類ハ、溜江被遣候節、並被召出候節、共ニ同心附候ニ及申間敷哉奉存候、

右之通向後可被仰付候哉、奉伺候、以上、

寅八月十八日

佐久間治右衛門

鈴木逸八郎

(別紙)

壱人誰

是ハ何町之もの

右之者牢内ニ而、強ク相煩候ニ付、非人誰江預申付候、溜江遣養生可為致者也、

月日御名

右之通自今罷成候、以上、

この文書は溜預に際しての役人の付き添い方に関して、これまでは、牢内に重病人が出て溜に遣る場合には、年寄同心が証文を牢屋へ持参すれば直ちに囚人を出し非人へ渡していたが、これからは、帯刀組同心が付添い同道す

ること、帰牢の場合も非人の小頭が付き添ってきていたが、これからは掛り同心を遣り、番所まで召連れて来るようにという指示している文書である。この変更は、入牢者の溜預や帰牢では、その間の行き来は帯刀同心が付き添うことを基本にしたということである。そして注目されるのが「但書」であり、それまで指示した入牢者への対応とはっきり異なるものとして、番所より溜へ直接預けられる「無宿行倒もの乱心者之類」をあげ、こちらの場合は同心は付かないでよろしいとしている。この事例は「乱心者」のとらえ方を示唆する2つの点が注目される。ひとつは、「乱心者」を「無宿、行倒」と並んで記しており、同じ対応がされる対象として一括していることであり、もうひとつは、入牢者の溜預と、無宿・行倒・「乱心」者の溜預との間に、同心の付き添い方に違いがあるという点である。

これらは何を示しているだろうか。まず、「乱心者」は無宿、行倒と並んで同じ対応を行なう対象とし、通常の入牢者には役人が付き添うのに対し、「乱心者」の方は同行せず、番所で非人に引き渡すというものである。つまり、通常の仕置を受けて入牢した人は、役人の責任のもとで、まさに役人から非人頭に「預ける」という形で溜に入れるが、「乱心者」は番所で、役人の責任からはずし非人の管轄に置くということである。

このことは、この事例の「別紙」として書式が示されている証文と、さきにあげた「乱心者」の溜預の証文(88ページ)に注目することでさらに明らかになる。両者は差出人が異なっている。つまり、通常の仕置を受けて入牢した者は、奉行所の役人が差出人になって「溜江遣養生可為致」と非人頭に申しつけている。一方入牢した「乱心者」が溜に預けられる場合は、非人頭が差出人となって「御預慥奉願候」と記す。つまり非人頭の願いによって御預とした体裁をとっているのである。

以上のことから、「乱心者」のとらえ方は、非人頭の管轄下にある者(非人手下あるいは抱非人同様と言っても間違いではないと思われるが)ということであった。町役人や家族の願い出によって、処遇として入牢させられた人々は、重病になり溜に預けられる時点で非人の扱いになったのであり、言いかえれば、町役人や家族など共同体から守られる存在でなくなった時点で、非

人の扱いになったということであろう。しかし、先に見たように「乱心」を理由とした「直預」の登場は、「乱心者」そのものが非人あるいは非人同様とみなされていったということを示している。

「乱心者」が、このように非人同様と見なされたことは、小石川養生所への入所対象とされていなかったことでも明らかである。

小石川養生所は、享保7(1722)年に貧困者救済策のひとつとして設立された。「養生所江通ひ病人之事」という対象規定には、①極貧の者、②子沢山の者に続く3つ目として「癩病之外、難病ニ而年久敷相煩候もの之類」とあるが、「乱心者」が養生所で受けとめられていた記録はない。非人として扱われることの多かった「癩病」同様に考えられたのだろうか<sup>20)</sup>。また、「乱心者」の事例ではないが、次のような触書が出されている。

#### 町奉行江

今度聖堂江八兵衛与申者老婆を突落候故、落止り居、声立候ニ付、辻番人引上、養育いたし置、御目付江相達、右老女町奉行江相渡候処、病气故溜江遣置候内相果候。向後無宿非人之外、右類之病人等は、吟味之上小石川養生所江遣、療治為致候筈ニ候間、其節々遂吟味可申聞旨、御目付江申渡候間、可被得其意候。

寺社奉行 町奉行  
御勘定奉行

右書付巳十月廿二日水野和泉守殿御渡被成候

(享保10(1725)年「享保撰要類集」)

この触書は、溜には行倒であっても「無宿非人」以外の者を收容してはならないという指示であり、養生所も溜もどちらも行倒などの病人を收容するにもかかわらず、厳格に対象を限定していたということである。「乱心者」は非人として扱われることにより、貧困の者は、当時の救済策からも漏れる存在であったといえよう。

## おわりに

これまで見てきた「乱心者」の溜預の性格が、精神障害者の処遇に及ぼした影響は大きいと考える。確かにⅡで述べたように入牢が処遇の基本的なものであったとしても、入牢は溜預が視野にある処遇であった。何となれば、家族や共同体で看ることのできなくなった「乱心者」を入牢させなければならなかったのだから、「乱心」が「相募って」牢が処遇に窮した場合には、溜預は避けられないことと認識されていたと思われるからである。

溜預という処遇、つまり非人制度にもとづく処遇が成立していくなかで、それを避けることの可能な人々、つまり地域共同体のなかで生きることのできた人々に対する処遇として入牢が実施され、さらにそのなかでも家督相続者や財産権所有者に、入檻という処遇がいわば例外的に実施された。〔1〕や〔2〕で見てきたような入牢、入檻に関する入念な手続きが存在したのは、溜預という「乱心者」に対する根底的なとらえ方とそれにもとづく処遇が成立したいたことによって、必要で不可欠なものとなっていたからであろう。江戸時代後期に成立した3つの精神障害者の処遇は、このような関係にあった。

## 注

- 1) 昼田源四郎「日本の精神医療史」松下正明、昼田源四郎編『精神医療の歴史』（臨床精神医学講座S1）中山書店、1999年。
- 2) 宮城洋一郎『日本仏教救済事業史研究』永田文昌堂、1993年。
- 3) 『社会問題研究』第48巻第1号（1998年12月）
- 4) 同上、第49巻第1号（1999年12月）
- 5) 同上、第49巻第2号（2000年3月）
- 6) 『雑色要録』『日本庶民生活史料集成』第14巻（三一書房、1971年）所収、336ページ。
- 7) 『米商旧記七』大阪経済史料集成 第4巻、1973年、187ページ。
- 8) 「犯科長」（一）231ページなど。
- 9) 『藩法集Ⅳ（金沢藩）』創文社、1963年、916～917ページなど。
- 10) 速水融が濃尾地方の天保9年から明治2年の間の平均寿命を算出したもの。速水融



『近世濃尾地方の人口・経済・社会』創文社、1992年

- 11) 「約1町歩10石くらいの田畑をもち、これを自分の責任において自家労働力（雇い入れた労働力ではなく）で耕作し、年貢を納める存在」が封建小農であり、本百姓は大石慎三郎 『大江戸史話』中央公論社1992年、79ページ。
- 12) S.B.ハンレー, K.ヤムムラ『前工業化期日本経済と人口』速水 融、穂本洋哉訳、ミネルバ書房、1982年、94～95ページ。
- 13) 速水融『歴史人口学の世界』岩波書店、1997年。
- 14) 小丸俊雄「相模国に於ける近世賤民社会の構造」石井良助編『近世関東の被差別部落』所収 明石書店、1978年。
- 15) 中尾健次『江戸社会と弾左衛門』解放出版社、1992年。
- 16) 仕置とは刑罰を科することであり、刑罰そのものをも指す。江戸時代では所払い、敲（たたき）以上の刑を指した。
- 17) 江戸では、樽屋、奈良屋、喜多村の3人が町年寄を世襲していた。
- 18) 法務大臣官房司法法制調査部『司法省蔵版 明治13年7月印行 全国民事慣例類集』1989年 商事法務研究会
- 19) 塚田孝『近世日本身分制の研究』兵庫部落問題研究所、1987年、230～232ページ。
- 20) 上杉聡他『部落史を読みなおす』解放出版社、1995年
- 21) 三春藩では「発病者があると、町役所へ報告してすぐに小屋へ隔離された。(略) 小屋への収容によって、小屋主あるいは穢多頭の監督下に入った」という。東日本部落解放研究所編『東日本の近世部落の具体像』1992年。